\_\_\_\_\_

## 勘定奉行シリーズ の「消費税改正」に伴う 汎用データ受入形式 の変更点

勘定奉行シリーズの消費税改正「消費税10%・軽減税率」対応に伴う、変更点をご説明します。

- 対象製品および機能搭載バージョン
- 製品上の対応
- 汎用データ受入(仕訳伝票)に関連する、お客様・パートナー様の対応
  - 『OBC受入形式』を利用の場合
  - 『OBC受入形式 』を利用の場合 (「税率区分コード」項目を利用)
  - 『XX奉行21 汎用データ受入形式』を利用の場合
- 汎用データ受入(勘定科目・補助科目)に関連する、お客様・パートナー様の対応

## 【対象製品および機能搭載バージョン】

	_奉行10_	_奉行8_	奉行 】
・ 勘定奉行	Ver. 3.27	Ver. 2.69	Ver. 2.69
・ 勘定奉行[個別原価管理編]	"	<i>11</i>	_
・ 勘定奉行[建設業編]	"	<i>11</i>	_

<sup>※</sup> 上記のバージョン情報は予定のため、変更になる可能性があります。

# 【製品上の対応】

新税率10%施行日(2019年10月1日)以後での8%軽減税率の取引入力のため、「税率種別」項目を 新たに追加しました。

取引内容	<u>税率種別</u>	<u>税率</u>
・ 軽減税率の取引	1:軽減	8 %
・ 上記以外の新税率の取引	0:標準	10%
・ 経過措置の取引 (旧税率)	0:標準	8% または 5%

- 『8%軽減税率の取引』を登録する際は、「税率種別」項目に「1:軽減」を設定します。
- 勘定科目または補助科目に「税率種別」を設定できます。
  - 例1)会議費のお茶代

「会議費」の補助科目「茶菓子代」の 税率種別に「1:軽減」を設定します。

例2)飲食料品を取り扱う事業者の売上げ・仕入れ

勘定科目「売上高」「仕入高」の 税率種別に「1:軽減」を設定します。

- 仕訳伝票の汎用データに「税率種別」を設定していない(空白の)場合には、勘定科目または補助 科目にしたがって設定されます。
  - ※ 伝票日付が 2019年10月1日 より前の場合は、必ず「0:標準」で設定されます。

また、「税率」を設定していない(空白の)場合には、伝票日付と「税率種別」をもとに設定されます。

<u> 伝票日付</u>	税率種別		受入結果(税率)
· 2019年10月1日 <u>より前</u>	0:標準	<b>→</b>	8 %
・ 2019年10月 1日 <u>以後</u>	0:標準	<b>→</b>	10%
• "	1:軽減	<b>→</b>	8 %

- 製品上の「税率」表記が変更されます。
  - 例) 「8.0%」→「8%」

## 【 汎用データ受入(仕訳伝票)に関連する、お客様・パートナー様の対応 】

#### 『OBC受入形式』 を利用の場合

仕訳伝票データの汎用データ受入で、『8%軽減税率の取引』を取り込む機能が搭載されます。 ※ 新たに「税率種別」の受入記号(受入項目)が追加されます。

#### ≪お客様・パートナー様の対応≫

『新税率10%の取引』だけで『8%軽減税率の取引』を取り込まない場合には、今までの受入形式のまま変更の必要はありません。

『8%軽減税率の取引』や『経過措置の取引』を取り込む場合には、以下のいずれかで対応が異なります。

- ・ 勘定科目または補助科目の「税率種別」の設定にしたがう
- 汎用データで「税率」を必ずセットする
- 勘定科目または補助科目の「税率種別」の設定にしたがう場合
  - 『8%軽減税率の取引』を取り込む場合には、 事前に、勘定科目または補助科目に「税率種別(1:軽減)」を設定します。 ※[勘定科目登録]メニュー・[補助科目登録]メニュー
  - 受入項目「税率」の対応は、今まで値をセットしているかにより異なります。
    - ▼ 「税率」をセットしていない場合
    - ▼ 『経過措置の取引』の場合だけ「税率」をセットしている場合 ※『新税率の取引』の場合は「税率」をセットしていない場合
      - **→ 変更の必要はありません。**
    - ▼ 「税率」を必ずセットしている場合
      - → 『新税率の取引』 『8 %軽減税率の取引』の場合は、 「税率」をセットしないように 変更します。
- 汎用データで「税率」を必ずセットする場合
  - 『8%軽減税率の取引』を取り込む場合には、 汎用データに、新たに「税率種別」の受入記号(受入項目) を追加します。 また、取引内容に応じて値をセットします。
    - ・8%軽減税率の取引 → 「1:軽減」
    - ・ 新税率の取引 → 「0:標準」または「空白」
    - ・ 経過措置の取引 → "
  - 施行日以降、受入項目「税率」には取引内容に応じて値をセットします。
    - · 8%軽減税率の取引 → **「8」**
    - ・新税率の取引 → 「10」
    - ・ 経過措置の取引 → 「8」

## 『OBC受入形式 』を利用の場合 (「税率区分コード」項目を利用)

「税率区分コード」項目は、今まで当項目をお使いの方向けの下位互換用の項目です。 そのため、新税率(10%、8%軽減税率)には対応していません。

#### ≪お客様・パートナー様の対応≫

「税率区分コード」項目では、新税率(10%、8%軽減税率)のセットができないため、前ページを参考に「税率」項目に置き換えてください。

ここでは、暫定的に運用対応する方法を説明します。

- 『8%軽減税率の取引』を取り込む場合には、 事前に、勘定科目または補助科目に「税率種別(1:軽減)」を設定します。 ※[勘定科目登録]メニュー・[補助科目登録]メニュー
- 受入項目「税率区分コード」の対応は、今まで値をセットしているかにより異なります。
  - ▼ 「税率区分コード」をセットしていない場合
  - ▼ 『経過措置の取引』の場合だけ「税率区分コード」をセットしている場合 ※『新税率の取引』の場合は「税率区分コード」をセットしていない場合
    - **→ 変更の必要はありません。**
  - ▼ 「税率区分コード」を必ずセットしている場合
    - → 『新税率の取引』 『8 %軽減税率の取引』の場合は、 「税率区分コード」をセットしないように変更します。

## 『XX奉行21汎用データ受入形式』を利用の場合

汎用データ受入形式に変更点はありません。

※ なお、「税率種別」項目はないため、『8%軽減税率の取引』を直接指定して取り込むことはできません。

### ≪お客様・パートナー様の対応≫

『経過措置の取引(旧税率:5%)』を取り込まない場合には、今のまま変更の必要はありません。 ファイル上に指定された内容にしたがって、以下のルールで登録されます。

#### ● 税区分

税区分コードをセットしていない(空白の)場合には、該当の勘定科目または補助科目などにしたがって設定されます。

● 税率種別(標準税率・軽減税率)該当の勘定科目または補助科目にしたがって設定されます。

#### ● 税率

▼ 課税取引用の税区分の場合 伝票日付をもとに、税率が自動で設定されます。

<u> 伝票日付</u>		<u>標準税率</u>	軽減税率
・ 2019年10月1日より前	:	8 %	8 %
・ 2019年10月1日以後	:	10%	8 %

▼ 経過措置適用の税区分の場合 伝票日付に関係なく、旧税率が設定されます。

絽	<b>過措置適用の税区分</b>		標準税率
•	5%旧税分の税区分	:	8 %
	3%旧税分の税区分	•	5 %

## 【 汎用データ受入(勘定科目・補助科目)に関連する、お客様・パートナー様の対応 】

勘定科目・補助科目データの汎用データ受入で、科目ごとに「標準税率」「軽減税率」を設定する機能が搭載されます。

※ 新たに「税率種別」の受入記号(受入項目)が追加されます。

#### ≪お客様・パートナー様の対応≫

『8%軽減税率の取引』を起票時に、以下のいずれかで対応が異なります。

- ・ 勘定科目または補助科目の「税率種別」の設定にしたがう
- ・ 手入力で、税率を「8%軽減税率」に切り替える
- 勘定科目または補助科目の「税率種別」の設定にしたがう場合 汎用データに、新たに「税率種別」の受入記号(受入項目) を追加します。 また、科目に応じて値をセットします。
  - ・「軽減税率」の取引で使用する科目 → 「1:軽減」
- 手入力で、税率を「8%軽減税率」に切り替える場合
  - → 変更の必要はありません。